千葉県 HIV 福祉サービスネットワーク規約

1 (名称)

本会は千葉県 HIV 福祉サービスネットワークとする。千葉県 HIV 拠点病院会議(事務局 千葉大学医学部附属病院 千葉市中央区亥鼻 1-8-1)の活動である。

2 (目的)

生活支援を必要とする HIV 感染症患者が、住み慣れた地域や住まいを求める地域で、安心して介護や福祉サービスを受けることができる体制を作る。

3 (活動内容)

千葉県内で HIV 感染症患者に介護や福祉サービスの提供が可能な事業所・施設等のリストを作成し、サービス利用を調整する。

介護や福祉サービスを提供する事業所・施設等の感染対策を向上するため、教育啓発活動 およびネットワーク会議を行う。

介護や福祉サービスを提供する事業所・施設等の感染対策等についての研究調査活動を 適宜実施する。

千葉県 HIV 拠点病院会議に、活動実績を報告する。

- 4(会員)本会の目的に賛同した施設と個人が参加する。
- 5 (役員) 会員施設から代表、副代表(若干名)をおく。 代表案は猪狩(千葉大学)、副代表 3 名(訪問看護ステーション、生活施設、千葉県 HIV 拠点病院会議から各 1 名)とする。
- 6 (総会・会議・研修会) 千葉県 HIV 拠点病院会議で活動報告をする。
- 7 (行政の関わり) 千葉県健康福祉部疾病対策課に相談をする。

附則

この規約は、2023年(令和5年)3月16日から施行する。